

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 1 6 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室長

指定訪問看護事業者等に対する高額を理由とする
都道府県個別指導の取扱いについて

標記については、令和 7 年 4 月 3 日付け保発0403第 1 号厚生労働省保険局長通知「「指定訪問看護事業者等の指導及び監査について」の一部改正について」（以下「局長通知」という。）により、指導要綱を一部改正し、新たに指導要綱第 4 の 3 の（１）の訪問看護ステーション（以下「高額訪問看護ステーション」という。）に係る個別指導の取扱いを定め、また、その実施に係る留意事項として令和 7 年 4 月 3 日付け保医発0403第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知「「指定訪問看護事業者等の指導及び監査の取扱いについて」の一部改正について」（以下「課長通知」という。）によりお知らせしたところですが、今般、高額訪問看護ステーションに係る個別指導については、下記によることとしたので、その実施に当たり、ご留意いただくようお願いします。

記

1 訪問看護レセプト 1 件当たりの平均額の算出等

高額訪問看護ステーションの個別指導の対象となる訪問看護ステーションの選定に用いる訪問看護療養費明細書（以下「訪問看護レセプト」という。）の 1 件当たりの平均額の算出は、当面、次により行うこと。

訪問看護レセプト 1 件当たりの平均額の算出基礎となるデータは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会からのデータによること。

2 個別指導

（１）指導の趣旨

個別指導は、指導対象となる訪問看護ステーションに対して、「指定訪問

看護の事業の人員及び運営に関する基準」(平成12年厚生省令第80号)等に定める指定訪問看護の取扱い、訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底する目的で指導を実施し、レセプト1件当たりの平均額が高いことを認識させ、指定訪問看護に対する理解を一層深めさせることを主眼として行うものとする。

(2) 指導対象となる訪問看護レセプト

指導対象となる訪問看護レセプトは、できる限り請求内容等において特徴的な傾向が見られるもの、高額のもの等、指導効果が期待できるものを使用すること。

(3) 指導対象となる訪問看護ステーション

指導対象となる訪問看護ステーションの選定については、局長通知中の指導要綱第4の3の(1)で定めるところによるが、同通知でいう「1件当たりの平均額が高い順に選定する」とは、訪問看護レセプト1件当たりの平均額が都道府県の平均額を超えるものであり、かつ、訪問看護ステーションの総数の上位より概ね1%の範囲に位置する訪問看護ステーションをいうものとする。

なお、局長通知中の指導要綱第4の3(1)～の事由による都道府県個別指導に当たっては、訪問看護ステーションの1%程度を実施すること。この場合、同通知中の～を優先して実施すること。

また、次の から までに掲げる訪問看護ステーションは、候補から除外して差し支えない。

前年度までの4年間に共同指導又は監査を実施した訪問看護ステーション

前年度までの4年間に都道府県個別指導を実施した訪問看護ステーション

1か月当たりの訪問看護の請求件数が各保険者区分(社会保険分、国民健康保険分及び後期高齢者医療分(以下それぞれ「社保分」、「国保分」及び「後期分」という。))を合わせて10件未満

(4) 実施方法等

指導は、原則として指導月以前の連続した2か月の訪問看護レセプトに基づき、訪問看護記録書その他の関係書類を閲覧し、個別に面接懇談方式により行うこととする。

(5) その他

当該通知に定めがないものは、共同指導に係る通知を準用すること。